

福岡県医師会
平成 30 年 7 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第80号）が6月29日に公布され、平成30年10月1日より施行される旨、厚生労働省老健局長より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

当該改正省令では、介護保険法施行規則における、介護保険サービスの指定申請に係る文書等の削減に関して、一部改正がなされております。

主な改正内容といたしましては、介護保険サービス事業所としての指定申請に係る文書等を削減する観点から、全サービスを対象とした「申請者または開設者の定款、寄付行為等」や「役員の氏名、生年月日及び住所」等の項目の削除、一部サービスを対象とした「事業所の管理者の経歴」等の項目の削除などが含まれております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 50)

平成 30 年 7 月 6 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号）が 6 月 29 日に公布され、平成 30 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。当該改正省令では、介護保険法施行規則における、介護保険サービスの指定申請に係る文書等の削減に関して、一部改正がなされております。

主な改正内容といたしましては、介護保険サービス事業所としての指定申請に係る文書等を削減する観点から、全サービスを対象とした「申請者または開設者の定款、寄付行為等」や「役員の氏名、生年月日及び住所」等の項目の削除、一部サービスを対象とした「事業所の管理者の経歴」等の項目の削除などが含まれております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について
（平 30. 6. 29 老発 0629 第 3 号 厚生労働省老健局長 通知）

老 発 0629 第 3 号
平成 30 年 6 月 29 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、平成 30 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）より施行することとしています。

改正省令の内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の一部改正

・指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険サービスの指定等につき、以下の対応を行う。

1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等

申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者（又は開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めているが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため、申請者又は開設者の定款、寄附行為等の項目を削除する。

（全サービス）

2 事業所の管理者の経歴

事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めているが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため、事業所の管理者の経歴の項目を削除する。

（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス）

3 役員の氏名、生年月日及び住所

役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めているが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため、役員の氏名、生年月日及び住所の項目を削除する。

（全サービス）

4 当該申請に係る事業に係る資産の状況

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めているものであるが、指定基準（設備基準）を満たしているかについては「事業所の平面図（並びに設備及び備品の概要）」により確認できるため、当該申請に係る事業に係る資産の状況の項目を削除する。

（全サービス）

5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めているものであるが、介護給付費の請求手続きにおいてのみ求めることで足りるため、当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項の項目を削除する。

（（介護予防）福祉用具販売を除く各サービス）

6 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

介護支援専門員の配置状況を確認するために提出を求めているものであるが、別途提出する従

業者の勤務態勢及び勤務形態にて配置状況を確認できるため、介護支援専門員の氏名及びその登録番号の項目を削除する。

（訪問介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を除く各サービス）

第二 その他の文書の削減について

第一の対応に加え、各介護保険サービスに係る指定の申請等に際しては、「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要」を記載した書類等を求める場合があるが、こうした書類等に付随して、写真を添付することを求める場合があるものと承知している。

「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要」については、各介護保険サービス事業所が各サービスの指定基準に則ってサービス提供ができるかを確認するためのものであることから、これに写真を付随させる場合についても、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

第三 その他の事項について

上記のような指定申請に係る文書の削減に合わせて、今後、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」（平成 18 年 2 月 20 日付事務連絡）及び「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日付事務連絡）においてお示しした指定申請に係る参照様式について、現在、その改正を検討しているところ。改正後の参照様式については、施行日を目途にお示ししたいと考えているため、こうしたものも活用したうえで、手続きの簡略化に努めていただきたい。

以上

○厚生労働省令第八十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令
平成三十年六月二十九日
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令
（介護保険法施行規則の一部改正）
第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等） 第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一 三 （略） 四 申請者の登記事項証明書又は条例等 五・五の二 （略） 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 七 九 （略） 八 （削る） 九 （削る） 十 （削る） 十一 （略）		（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等） 第百十四条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一 三 （略） 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五・五の二 （略） 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 七 九 （略） 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 十二 （略） 十三 役員の氏名、生年月日及び住所 十四 （略）	

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十条の四第一号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

(削る)

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等)

第百十五條 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 (略)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十条の四第一号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第十号 第一項第十号

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等)

第百十五條 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)

第百十六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十 (略)

(削る)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)

第百十六条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

	十一 （略）
	十二 （略）
2	法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・二 （略）	
4 （略）	
	（指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等）
第一百八条	法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・三 （略）	
四	申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。）
五・十 （略）	
十一 （削る）	
十二 （略）	
2 （略）	
3	法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・二 （略）	
4 （略）	
	（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）
第一百九条	法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・三 （略）	
四	申請者の登記事項証明書又は条例等
五 （略）	
六	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
七・九 （略）	
十 （削る）	
十一 （削る）	
十二 （略）	
十三 （略）	
十四 （略）	

十二 （略）	
十三	役員 の氏名、生年月日及び住所
十四 （略）	
2 （略）	
3	法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・二 （略）	
4 （略）	
	（指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等）
第一百八条	法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・三 （略）	
四	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。）
五・十 （略）	
十一	当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
十二 （略）	
十三	役員 の氏名、生年月日及び住所
十四 （略）	
2 （略）	
3	法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・二 （略）	
4 （略）	
	（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）
第一百九条	法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一・三 （略）	
四	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 （略）	
六	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
七・九 （略）	
十	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一	当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
十二 （略）	
十三	役員 の氏名、生年月日及び住所
十四 （略）	

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三百三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者（指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。）が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・四 (略)

(削る)

(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十 (略)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

2 (略)

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三百三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者（指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。）が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・四 (略)

五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号、第三十四条の十四第一項第十一号若しくは第三十四条の十五第一項第十一号 第一項第十号

(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 (略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4（略）

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百一十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三（略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・七（略）

八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

九・十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第三号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四（略）

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十二号

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4（略）

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百一十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三（略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・七（略）

八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九・十一（略）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三（略）

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五（略）

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第三号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四（略）

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号 第一項第十三号

六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十三号

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等)

第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 (略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 (略)

(削る)

十一・十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

(削る)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等)

第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 (略)

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 (略)

2 (略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 (略)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第四百四十条の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十一 （略）

（削る）

（削る）

十二 （略）

（削る）

十三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十一 （略）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 （略）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等）

第百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)
七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
八・十 (略)

十一 (削る)

十二 (略)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六条から第百十八条まで、第百二十条又は第百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六条第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四条第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号までに掲げる事項

五・六 (略)
七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六条から第百十八条まで、第百二十条又は第百二十二条の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六条第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一条第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 訪問入浴介護 第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号まで及び第十一号に掲げる事項
三 訪問看護 第百十六条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号までに掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号までに掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号までに掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第七号までに掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号までに掲げる事項

八 短期入所生活介護 第百二十一条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで及び第十二号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限り。）」

九 短期入所療養介護 第百二十二条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号までに掲げる事項

十 特定施設入居者生活介護 第百二十三条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十一 福祉用具貸与 第百二十四条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号までに掲げる事項

十二 特定福祉用具販売 第百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

第百三十一条の二 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)
法第七十八条の二 第二項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第七十八条の二第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一 三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

二 訪問入浴介護 第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
三 訪問看護 第百十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 短期入所生活介護 第百二十一条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限り。）」

九 短期入所療養介護 第百二十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 特定施設入居者生活介護 第百二十三条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 福祉用具貸与 第百二十四条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十二 特定福祉用具販売 第百二十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り。から第八号まで及び第十三号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる居宅サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

第百三十一条の二 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)
法第七十八条の二 第二項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第七十八条の二第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一 三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- 五 (略)
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七・九 (略)
- (削る)
- 十 (削る)
- 十一 (略)
- 十一・十二 (略)
- 2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)
- 第百三十一条の三 法第七十八条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 (略)
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七・九 (略)
- (削る)
- (削る)
- 十 (略)
- 十一 (削る)
- 十一 (略)
- 2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 五 (略)
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七・九 (略)
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四・十五 (略)
- 2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の三の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

七～九 (略)

(削る)

(削る)

十 (略)

(削る)

十一 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の四五の五第一項の規定に基づき法第十五条の四五第一項第一号に規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)に係る指定事業者(法第十五条の四五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第百三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十一条の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の三の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の四五の五第一項の規定に基づき法第十五条の四五第一項第一号に規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)に係る指定事業者(法第十五条の四五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。)の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第百三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百三十一条の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書

類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は中核市の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一、四（略）
（削る）

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）
第三百三十一條の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一、三（略）
四 申請者の登記事項証明書又は条例等
五、九（略）
（削る）
（削る）
十（略）
十一（略）
十一（削る）
十一（略）

二 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

三 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一、二（略）
四 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は中核市の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一、四（略）
五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号、第三十四条の十四第一項第十一号若しくは第三十四条の十五第一項第十一号 第一項第十号

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）
第三百三十一條の四 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一、三（略）
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五、九（略）
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
十二（略）
十三 役員の名、生年月日及び住所
十四（略）

二 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

三 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一、二（略）
四 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

(削る)

十一・十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

(削る)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十五 (略)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

- (削る)
十一・十二 (略)
(削る)
十三 (略)
(削る)
十四 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)
- 第百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十一号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五・六 (略)
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 八・十 (略)
(削る)
十一 (略)
(削る)
十二 (略)
(削る)
十三 (略)

- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二・十三 (略)
十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
十五 (略)
十六 役員の氏名、生年月日及び住所
十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十八 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等)
- 第百三十一条の七 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五・六 (略)
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八・十 (略)
十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
(略)
十二 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
(略)
十三 役員の氏名、生年月日及び住所
十四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十五 (略)
十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十七 (略)

2 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等）

第三百三十一條の八 法第七十八條の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三（略）

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五 十三（略）

十四（略）

十五（略）

十六（略）

十七（略）

十八（略）

十九（略）

二十（略）

2 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等）

第三百三十一條の八の二 法第七十八條の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三（略）

2 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等）

第三百三十一條の八 法第七十八條の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三（略）

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 十三（略）

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五（略）

十六 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十七（略）

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十（略）

2 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十七号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等）

第三百三十一條の八の二 法第七十八條の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三（略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）

五十一（略）

（削る）

十二・十三（略）

（削る）

十四（略）

（削る）

（削る）

十五（略）

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十一条の十三 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 夜間対応型訪問介護 第三十一条の三第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

三 地域密着型通所介護 第三十一条の三の二第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

四 認知症対応型通所介護 第三十一条の四第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

五 小規模多機能型居宅介護 第三十一条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

六 認知症対応型共同生活介護 第三十一条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）

五十一（略）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三・十四（略）

十五 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十六（略）

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九（略）

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十一条の十三 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 夜間対応型訪問介護 第三十一条の三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三 地域密着型通所介護 第三十一条の三の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四 認知症対応型通所介護 第三十一条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 小規模多機能型居宅介護 第三十一条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

六 認知症対応型共同生活介護 第三十一条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

七 地域密着型特定施設入居者生活介護 第三百三十一条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項

八 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第三百三十一条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号から第八号まで、第十号、第十一号及び第十四号に掲げる事項

九 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第三号から第九号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等)

第三百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 十 (略)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 法第七十九条の二第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第三百三十二条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。))から第六号まで及び第八号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

2・3 (略)

七 地域密着型特定施設入居者生活介護 第三百三十一条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

八 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第三百三十一条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。))、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項

九 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。))、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第三号から第九号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等)

第三百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 (略)

2 法第七十九条の二第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第三百三十二条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。))から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)

第百三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五 十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(削る)

十五 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等)

第百三十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限り)、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五 十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(削る)

十五 (略)

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)

第百三十四条 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十四 (略)

十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十六 (略)

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等)

第百三十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限り)、第六号、第七号、第九号、第十号、第十四号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第百三十六条 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 (略)

十六 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七 (略)

(削る)
(削る)

十六 (略)

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第九十四条の二第一項の規定に基づき介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するときを除く。）、に係る部分を除く。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 (略)

(介護医療院の開設許可の申請等)

第百三十八条 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五・十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(削る)

十五 (略)

(削る)

(削る)

十六 (略)

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 (略)

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第九十四条の二第一項の規定に基づき介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十七号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するときを除く。）、に係る部分を除く。）、第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該介護老人保健施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(介護医療院の開設許可の申請等)

第百三十八条 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 (略)

十六 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七 (略)

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 (略)

2 介護医療院の開設者が、法第七十二条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第八十一条第一項の規定に基づき介護医療院の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するものを除く。）、に係る部分を除く。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 （略）

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四 法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 （略）

十一 （略）

十二 （略）

十三 （略）

十四 （略）

十五 （略）

十六 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 介護医療院の開設者が、法第七十二条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第八十一条第一項の規定に基づき介護医療院の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十七号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するものを除く。）、に係る部分を除く。）、第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該介護医療院の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 （略）

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四 法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 （略）

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 （略）

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四 （略）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の五 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

(削る)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項に規定する訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の五 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項に規定する訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五〇十 (略)	五〇十 (略)
十一 (略)	十一 (略)
十二 (略)	十二 (略)
十三 (略)	十三 (略)
十四 (略)	十四 (略)
十五 (略)	十五 (略)
十六 (略)	十六 (略)
十七 (略)	十七 (略)
十八 (略)	十八 (略)
十九 (略)	十九 (略)
二十 (略)	二十 (略)
二十一 (略)	二十一 (略)
二十二 (略)	二十二 (略)
二十三 (略)	二十三 (略)
二十四 (略)	二十四 (略)
二十五 (略)	二十五 (略)
二十六 (略)	二十六 (略)
二十七 (略)	二十七 (略)
二十八 (略)	二十八 (略)
二十九 (略)	二十九 (略)
三十 (略)	三十 (略)
三十一 (略)	三十一 (略)
三十二 (略)	三十二 (略)
三十三 (略)	三十三 (略)
三十四 (略)	三十四 (略)
三十五 (略)	三十五 (略)
三十六 (略)	三十六 (略)
三十七 (略)	三十七 (略)
三十八 (略)	三十八 (略)
三十九 (略)	三十九 (略)
四十 (略)	四十 (略)
四十一 (略)	四十一 (略)
四十二 (略)	四十二 (略)
四十三 (略)	四十三 (略)
四十四 (略)	四十四 (略)
四十五 (略)	四十五 (略)
四十六 (略)	四十六 (略)
四十七 (略)	四十七 (略)
四十八 (略)	四十八 (略)
四十九 (略)	四十九 (略)
五十 (略)	五十 (略)

- 十一 (略)
- 十二 (削る)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 1 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 2 法第七十条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 法第七十条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 (指定介護予防短期入所生活介護事業者に係る指定の申請)
- 第四百四十条の十 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五・七 (略)
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 九・十一 (略)
- 十二 (削る)
- 十三 (削る)
- 十四 (削る)
- 1 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 2 法第七十条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 4 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第四百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福

- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 (略)
- 1 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 2 法第七十条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 4 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第四百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福
- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 (略)
- 1 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 2 法第七十条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 4 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第四百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福

社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号 第一項第十二号

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十一 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等 (当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 (略)

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号 (第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 (略)

(削る)

十一・十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

十四 (略)

社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号 第一項第十二号

六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十三号

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十一 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十三 (略)

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 (略)

2 (略)

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号 (第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

(指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の十二 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十五 (略)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百四十條の十三 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十一 （略）

（削る）

（削る）

十二 （略）

（削る）

十三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等）

第百四十條の十三 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 （略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 （略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十一 （略）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四 （略）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 （略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 （略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の十四 法第百十五条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第四百四十条の十五 第四百四十条の五から第四百四十条の七まで、第四百四十条の九又は第四百四十条の十一の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあっては使用許可証、当該診療所にあっては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあっては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の五第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第四百四十条の十の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、特別養護老人ホームの認可証等を添付して行わなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類)

第四百四十条の十八 法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。)とする。

(指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の十四 法第百十五条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第四百四十条の十五 第四百四十条の五から第四百四十条の七まで、第四百四十条の九又は第四百四十条の十一の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあっては使用許可証、当該診療所にあっては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあっては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の五第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第四百四十条の十の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、特別養護老人ホームの認可証等を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の十第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類)

第四百四十条の十八 法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとする。

(介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第四百四十条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に^一応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 介護予防訪問入浴介護 第四百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで及び第十一号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第四百四十条の五第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第四百四十条の六第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第四百四十条の七第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

六 (略)

七 介護予防通所リハビリテーション 第四百四十条の九第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号までに掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第四百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで及び第十二号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。)

九 介護予防短期入所療養介護 第四百四十条の十一第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

十 介護予防特定施設入居者生活介護 第四百四十条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十一 介護予防福祉用具貸与 第四百四十条の十三第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

十二 特定介護予防福祉用具販売 第四百四十条の十四第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第七号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第四百四十条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に^一応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 介護予防訪問入浴介護 第四百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第四百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第四百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第四百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

六 (略)

七 介護予防通所リハビリテーション 第四百四十条の九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第四百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。)

九 介護予防短期入所療養介護 第四百四十条の十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 介護予防特定施設入居者生活介護 第四百四十条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 介護予防福祉用具貸与 第四百四十条の十三第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十二 特定介護予防福祉用具販売 第四百四十条の十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで及び第十三号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第七号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五〇九 (略)

(削る)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十一 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の二十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の二十五 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇三 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五〇九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービスの請求に関する事項

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の二十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一〇二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十条の二十五 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第百十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の二第九項の規定により法第百十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一〇三 (略)

- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
五 十 (略)
十一 (削る)
十一・十二 (略)
十三 (削る)
十三 (略)
十四 (削る)
十四 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)
- 第四百四十条の二十六 法第十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の第二十九項の規定により法第十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
五 十 (略)
十一 (削る)
十一・十二 (略)
十三 (削る)
十三 (略)
十四 (削る)
十四 (略)

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 十 (略)
十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二・十三 (略)
十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項
十五 (略)
十六 役員の氏名、生年月日及び住所
十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十八 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- (指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)
- 第四百四十条の二十六 法第十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の第二十九項の規定により法第十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 十 (略)
十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二・十三 (略)
十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項
十五 (略)
十六 役員の氏名、生年月日及び住所
十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業者が行う地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 介護予防認知症対応型通所介護 第百四十条の二十四第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号までに掲げる事項

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 第百四十条の二十五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 第百四十条の二十六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4（略）

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二 法第十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。

一・三（略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百四十条の三十 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業者が行う地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 介護予防認知症対応型通所介護 第百四十条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 第百四十条の二十五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 第百四十条の二十六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4（略）

（指定介護予防支援事業者に係る指定の申請）

第百四十条の三十二 法第十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出なければならない。

一・三（略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

七 十 (略)

十一 (削る)

十二 (削る)

十三 (削る)

十四 (削る)

十五 (削る)

十六 (削る)

十七 (削る)

十八 (削る)

十九 (削る)

二十 (削る)

二十一 (削る)

二十二 (削る)

二十三 (削る)

二十四 (削る)

二十五 (削る)

二十六 (削る)

二十七 (削る)

二十八 (削る)

二十九 (削る)

三十 (削る)

三十一 (削る)

三十二 (削る)

三十三 (削る)

三十四 (削る)

三十五 (削る)

三十六 (削る)

三十七 (削る)

三十八 (削る)

三十九 (削る)

四十 (削る)

四十一 (削る)

四十二 (削る)

四十三 (削る)

四十四 (削る)

四十五 (削る)

四十六 (削る)

四十七 (削る)

四十八 (削る)

四十九 (削る)

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七 (略)

四十八 (略)

四十九 (略)

(指定事業者に係る指定の申請等) 第四百四十条の六十三の五 法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 一 三 (略) 四 申請者の登記事項証明書又は条例等 五 六 (略) 七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 八 十 (略) (削る) (削る) 十一 (略) (削る) 十二 (略) 2 法第百十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。 一 二 (略) 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 第二条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。		(指定事業者に係る指定の申請等) 第四百四十条の六十三の五 法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。 一 三 (略) 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五 六 (略) 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 八 十 (略) 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十二 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項 十三 (略) 十四 役員の氏名、生年月日及び住所 十五 (略) 2 法第百十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。 一 二 (略) 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。		(指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等) 第百三十八条 法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) 五 十三 (略) 十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項 十六 (略) 十七 役員の氏名、生年月日及び住所 十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 十九 (略)		(指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等) 第百三十八条 法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 開設者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。) 五 十三 (略) (削る) (削る) 十四 (略) (削る) 十五 (略)	改 正 後		改 正 前 (傍線部分は改正部分)	
---	--	--	--	--	--	---	--------------	--	---------------------------------	--

2 法第七百七条の二第二項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二（略） 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 （指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等） 第四百四十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。		2 法第七百七条の二第二項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一・二（略） 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 （指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等） 第四百四十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者の役員又は管理者の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。	
（児童福祉法施行規則の一部改正） 第三条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。		（傍線部分は改正部分）	
改 正 後		改 正 前	
第十八条の二十七（略） ②・③（略） ④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 一・二（略） 三 障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号 第一項第七号 四（略） 五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号 第一項第十一号		第十八条の二十七（略） ②・③（略） ④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 一・二（略） 三 介護保険法施行規則第百十九条第一項第六号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号 第一項第七号 四（略） 五 介護保険法施行規則第百十九条第一項第十号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号 第一項第十一号	

⑤ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の十二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の五に定める種類の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。 一・二 (略) 三 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号 四 (略) (削る)			⑤ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の十二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の五に定める種類の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。 一・二 (略) 三 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第六号、第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号 四 (略) 五 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第十号、第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号		
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正） 第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）					
目次 第一章 (略) 第二章 自立支援給付 第一節 (略) 第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給 第一款 第三款 (略) 第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七―第三十条の二十六の十） 第五款 (略) 第三節 第七節 (略) 第三章 第六章 (略) 附則 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等) 第三十四条の七 (略) 2 4 (略) 5 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十四条第一項第四号 第一項第四号			改正後		
目次 第一章 (略) 第二章 自立支援給付 第一節 (略) 第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給 第一款 第三款 (略) 第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七―第三十条の二十六） 第五款 (略) 第三節 第七節 (略) 第三章 第六章 (略) 附則 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等) 第三十四条の七 (略) 2 4 (略) 5 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 一 介護保険法施行規則第百十四条第一項第四号 第一項第四号			改正前		

- 二 (略)
(削る)
三 (略)
(削る)
(生活介護に係る指定の申請等)
第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第二号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第七号又は第十八条の二十九第一項第七号第一項第七号

四 (略)

五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号又は第十八条の二十九第一項第十一号第一項第十一号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第一号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・二 (略)

三 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号

四 (略)

(削る)

五 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第二項第十二号又は第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十二号

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 (略)

2・3 (略)

- 二 (略)
三 介護保険法施行規則第一百四十一条第六号 第一項第六号
四 (略)
五 介護保険法施行規則第一百四十一条第十号 第一項第十号
(生活介護に係る指定の申請等)
第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第二号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第七号若しくは第十八条の二十九第一項第七号又は介護保険法施行規則第一百九条第一項第六号 第一項第七号

四 (略)

五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は介護保険法施行規則第一百九条第一項第十号 第一項第十一号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第一号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・二 (略)

三 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第六号、第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号

四 (略)

五 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第十号、第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第二項第十二号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号

六 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十二号、第三百三十一条の八の二第二項第十三号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十二号 第一項第十二号

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 (略)
(削る)

四 介護保険法施行規則第二百一十一条第一項第十二号又は第四百四十条の十第一項第十二号 第一項第十三号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第一項第四号、又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号
二 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第五号、第三百三十一条の八の二第一項第六号、又は第四百四十条の二十五第一項第五号 第一項第六号
三 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号、又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第八号
四 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第九号、第三百三十一条の八の二第一項第十号、又は第四百四十条の二十五第一項第九号 第一項第十号
(削る)

五 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第一項第十二号又は第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十三号
(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項(指定居宅サービス事業者に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 介護保険法施行規則第二百一十一条第八号又は第四百四十条の十第一項第八号 第一項第八号
(略)

四 (略)
五 介護保険法施行規則第二百一十一条第一項第十二号又は第四百四十条の十第一項第十二号 第一項第十三号
六 介護保険法施行規則第二百一十一条第一項第十三号又は第四百四十条の十第一項第十三号 第一項第十三号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第四号、第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第一項第四号又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号
二 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第五号、第三百三十一条の五第一項第五号、第三百三十一条の八の二第一項第六号又は第四百四十条の二十五第一項第五号 第一項第五号
三 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第六号、第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号
四 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第八号、第三百三十一条の五第一項第九号、第三百三十一条の八の二第一項第十号又は第四百四十条の二十五第一項第九号 第一項第九号
五 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第十号、第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号

六 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十二号、第三百三十一条の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十二号 第一項第十三号
(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)
第三十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項(指定居宅サービス事業者に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

第三十四条の二十六の四 法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護又は自立訓練 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。)

三 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。))又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

2・4 (略)

附則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行規則第四百十条の十八の改正規定及び同令第四百十条の四十三第二項の改正規定並びに第四条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則目次の改正規定、同令第三十四条の七第五項第一号の改正規定、同令第三十四条の十一第四項各号列記以外の部分の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第六号の改正規定(「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改める部分に限る。)、同令第三十四条の十四第四項の改正規定、同令第三十四条の十五第四項の改正規定、同令第三十四条の二十六の四第二号の改正規定及び同令第六十五条の九の二第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)
第三十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

第三十四条の二十六の四 法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。)

三 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。))又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

2・4 (略)